

令和8年度 アクティブシニア・ボランティアポイント制度 ご説明動画

制度概要編



目次

- 1 令和8年度本格実施 制度概要
(3ページ～)
- 2 ポイント付与の対象となる活動
(7ページ～)
- 3 制度への参加方法
(20ページ～)

1 令和8年度本格実施 制度概要

1 制度概要



(1) 概要

高齢者の健康寿命の延伸に向けた取組みを推進するとともに、地域の支え合いの担い手を確保し社会の持続可能性を高めるため、高齢者が介護・フレイル予防やボランティアなどの活動に参加した際に、スマートフォンアプリなどを活用して市内店舗等で利用できるポイントを、活動の運営団体を通じて付与するもの。

(2) 目的

少子高齢化の進展による町内会や老人クラブなど様々な地域活動の担い手不足や医療・介護需要増加への対応として、ポイント付与による動機づけを行うことで、高齢者の社会参加を促進し、地域活動等の持続性を確保するとともに、介護・フレイル予防活動を促進し、高齢者の日常生活機能の維持・向上をはかるもの。これにより、市民の皆様に、人生100年時代をできるだけ長く、生き生きと、地域でご活躍いただくこと。

1 制度概要

(3) 実施内容

実施期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

※ポイント付与は令和9年2月28日まで

ただし、令和8年度より拡大となる対象団体については8月1日から開始

対象者：仙台市に住民登録のある65歳以上の方

利用上限：1人あたり年度末までで5,000ポイント
(1ポイント=1円とし5,000円分)

利用可能店舗：市内の店舗のうち、制度への参加登録を行っている店舗

※令和8年7月1日現在、約270店舗で利用可能です

(イオン、みやぎ生協、ヨークベニマル、ツルハドラッグ、
ダイシン、和風レストランまるまつ、ドン・キホーテ など)



<みやぎ生協のレジ>

1 制度概要

(4) ポイントの獲得・利用

ポイントの獲得や利用は、原則としてスマートフォンアプリを使用します。
スマートフォンアプリを活用する理由は、次の4つです。

1

活動したその場でポイントが付与でき、すぐに利用可能となること。

2

ポイント付与履歴を確認することで、ご自身の活動を「見える化」できること。

(活動の種類ごとの確認はできません)

3

プッシュ通知により、仙台市から「介護予防月間」などのポイント対象イベントなどの情報をお届けできること。

4

スマートフォンを使ったことのない方の、スマホデビューのきっかけになりうること。

2 ポイント付与の対象となる活動

3 ポイント付与の対象となる活動

市が関わる活動のうち、以下に該当するもの

①

市民の皆様が主体となって取り組む介護・フレイル予防や社会参加につながる活動

②

施設等での
ボランティア
活動

③

介護・フレイル予防や社会参加につながるイベント等への参加

3 ポイント付与の対象となる活動

- ① 市民の皆様が主体となって取り組む介護・フレイル予防や社会参加につながる活動

ポイント付与対象となる活動の判断基準

町内会などの地域団体が行う活動のうち、以下の(1)・(2)の両方に該当する活動が対象となります。

- (1) 地域の高齢者の健康の維持・向上、または社会参加の促進につながる活動であること
(主に団体の運営を目的とする活動や、役員など団体運営の担い手のみが行う活動を除きます)
- (2) 無償で行われる活動であること
(交通費や昼食代など実費相当分の支給は無償とみなします)

役員報酬を支給している場合の ポイント付与の取扱いについて

町内会で役員報酬を
もらっている場合は
ポイントもらえないの？

ポイント付与の条件のひとつとして、

「無償で行われる活動であること」があります。

一方で、町内会の役員や班長を務めている方には、年間を通じて報酬が発生している場合がありますが、この場合のポイント付与の考え方については、以下の通りとなります。



【ポイント付与の考え方】

ポイントは、その活動やイベント単位で付与されるものです。

もし役員や班長等に対して年間報酬が支払われていたとしても、その報酬が主として町内会の運営に係る役員等の職務に対して支給されており、地域清掃や防犯活動、各種行事など、個別のイベントや活動を行うごとに支給されるものではない場合は、役員等がイベントや活動を行った場合にポイントを付与していただいて構いません。

3 ポイント付与の対象となる活動

※太字下線が令和8年8月からの変更箇所

① 市民の皆様が主体となって取り組む介護・フレイル予防や社会参加につながる活動

団体運営の担い手
300ポイント

参加者
150ポイント

例えば…

- 介護予防自主グループ
- フレイルサポーターチーム
- シニア世代向け健康づくり講座受講後活動を継続しているグループ
- 認知症カフェ ○老人クラブ（すべての活動）

○チームオレンジ

○町内会 ○地区社協サロン ○公園愛護協力会

○仙台市河川愛護会 ○仙台市学区民体育振興会連合会 等

3 ポイント付与の対象となる活動

「団体運営の担い手」について

どんな人が
300ポイントを
もらえるの？

団体の活動にただ参加するだけではなく、活動日以前から活動の企画や会場の確保など、準備や会の運営に関わっている方のことを指します。

役職を担うもしくは活動の実行を支える役割を担う、運営者、企画者、団体の中心的役割を担う方などを言います。

なお、当日の設営や撤収の補助、受付のみのお手伝い等は原則として「団体運営の担い手」とはなりませんが、活動の代表者が認める場合には、「団体運営の担い手」として扱っていただいても差支えありません。

※「団体運営の担い手」であっても、活動日に参加していない場合、ポイント付与はされません

3 ポイント付与の対象となる活動

(団体別) 団体運営の担い手の例

介護予防自主グループ	・養成講座を受講し、介護予防運動サポーターとして企画・運営している方 ・準サポーターとして団体代表者が認める方
シニア世代向け健康づくり講座 受講後活動を継続しているグループ	・団体の運営を中心的に担っている方 ・活動の実施にあたり企画や準備段階から携わっている方
フレイルサポーターチーム	・養成講座を受講し、フレイルサポーターとして市民協働フレイルチェックを実施している方
認知症カフェ・チームオレンジ	・運営スタッフとして団体代表者が認める方
町内会 老人クラブ 地区社協 地区社協に登録しているサロン など	・会長や役員など、日常的に会の運営(※)を担っている方 (※)活動の企画や日時調整など【ただし、活動の当日の参加が必須】 ・役職はないが、活動の実施にあたり企画や準備段階から携わっていると会長が認める方

3 ポイント付与の対象となる活動

町内会の対象活動について

対象となる活動（例）

- 集会所の維持管理・環境美化（花壇づくり、集団資源回収、地域清掃、河川清掃など）
- 盆踊り・敬老会等の行事（成人祝い会、入学祝い会、敬老祝い会など）
- 防災・防火活動（防災・防火訓練、防災イベントの実施、講座開催など）
- 交通安全・防犯（講座開催、交通安全運動、防犯活動など）
- 趣味・レクリエーション等文化活動（料理・手芸・ダンス講習会、地区民運動会、芋煮会など）
- 健康増進（健康講座開催など）

※ 上記の活動であっても、催し当日以外の企画会議や準備活動の実施、また、有償で行われる活動については、ポイント付与の対象となりませんのでご注意ください。

対象とらない活動（例）

- 総会や役員会、企画会議、研修会（主として団体運営の担い手を対象とするもの）など
- 住民相互の連絡（回覧板、市政だより・町内会だよりの配布、掲示板の管理など）
- 市（区）に対する要望等（地域懇談会の開催、道路・水路改良促進等地域環境整備の要望など）

※ 掲載している町内会活動は一例です。ここに掲載されていない活動は、「判断基準」に沿って判断いただくをお願いします。判断に迷う際は、コールセンター(050-5526-2669)までお問い合わせください。

3 ポイント付与の対象となる活動

老人クラブ(※)の対象活動について

【社会奉仕活動】 ※1人で行う活動には「団体運営の担い手」300ポイントは付与されません	●友愛活動 ・一人暮らし高齢者への声掛け ・社会福祉施設への訪問 ・募金活動 等	●地域見守り活動 ・交通安全活動 ・火災予防運動 ・防犯活動 ・児童の登下校時の交通活動 等
	●文化伝承・世代交流 ・昔遊び ・凧作成 ・餅つき大会 ・地域のお祭りへの参加 等	●環境美化 ・地域清掃 ・リサイクル活動 ・花壇植栽 ・除草 等
【教養向上活動】	●研修会・教養講座 ・各種教養講座・各種学習会、研修会 ・パソコン教室 ・介護講座 等	●趣味活動 ・発表会、演芸会 ・作品展示会 ・その他趣味活動（囲碁・将棋・生け花・俳句・川柳・民謡・詩吟） 等
【健康増進活動】	●スポーツ活動 ・ゲートボール・グラウンドゴルフ ・ウォーキング ・体操（ラジオ体操、早起き会） ・太極拳 等	●その他の健康づくり活動 ・体力測定 ・健康学習 （栄養や保健の勉強会、講習会） 等

※仙台市老人クラブ連合会に加入している、または本市より活動助成を受けている老人クラブ

3 ポイント付与の対象となる活動

② 施設等でのボランティア活動

参加者
200ポイント

市が運営する施設等でボランティア活動を行った際に、団体・施設などからその方へポイントを付与するものです。

3 ポイント付与の対象となる活動

※太字下線が令和8年8月からの変更箇所

② 施設等でのボランティア活動

ポイント付与対象となる活動の判断基準

下記のいずれかに該当する施設のうち、本制度に参加している施設でのボランティア活動が対象となります。

- ◎ 市が運営する施設でのボランティア活動
- ◎ 市が委託、補助、指定等をしている施設等でのボランティア活動
(福祉関係以外の団体・施設も含む)

※無償の活動であることが条件です。（交通費や昼食代など実費相当分の支給は無償とみなします）

【施設の例】

- 介護保険指定施設 ○有料老人ホーム ○養護老人ホーム、経費老人ホーム、ケアハウス
○「せんだいふれあいガイド」掲載の障害者関係施設・団体 ○児童養護施設 ○乳児院
○「こども食堂助成金」の交付を受けている、または「こども食堂認証事業」の利用団体であるこども食堂 ○児童館 等

3 ポイント付与の対象となる活動

③ 介護・フレイル予防や社会参加につながるイベント等への参加

参加者
100ポイント

例えば…

- 仙台市介護予防月間関連イベント（毎年11月）
- 老壮大学
- フレイル健診
- フレイル予防アウトリーチ支援事業
- シニア世代向け健康づくり講座事業
- 地域における支え合い活動講演会
- 仙台市社会福祉協議会が主催するボランティアフォーラム
- アルツハイマーデー記念講演会
- 高齢者生きがい健康祭
- 仙台市運動サポーター養成研修
- 等

3 ポイント付与の対象となる活動

※太字下線が令和8年8月からの変更箇所

③ 介護・フレイル予防や社会参加につながるイベント等への参加

ポイント付与対象となるイベント等の判断基準

下記のいずれかに該当するイベント等が対象となります。

- ◎ 市が主催や共催を行う介護・フレイル予防や地域福祉活動関連イベント
- ◎ 市や地域包括支援センターが主催する介護予防教室
- ◎ 市の外郭団体が実施するイベント
- ◎ 上記のほか、事業の趣旨にかなうイベントで本市の名義後援を得たもの

※上記に該当するイベント等の主催者・共催者が、本制度への参加を申し込む必要があります。

3 制度への参加方法

4 制度への参加方法について

いぐすペイに参加するには
何をすればいいの？

ポイントがもらえるのは
個人？それとも団体？

スマホの操作が難しそう…

登録って誰がするの？

4 制度への参加方法について

【個人】対象活動に参加される方（ポイント付与を受けられる方）

●スマートフォンを使う

アプリ「いぐすペイ」をダウンロード、初期登録をします。



＜アプリ登録時、ご準備いただくもの＞

- ・介護保険被保険者証番号
- ・メールアドレス
- ・任意のパスワード

●スタンプカードはがきを使う

スマートフォンをお持ちでない方は、スタンプカードはがきを使用いただくことでポイントを貯めることができます。スタンプカードはがきは団体の代表者の方が配布しています。

令和8年度アクティブシニア・ボランティアポイント					
No.	活動日	参加団体名	団体ID	ポイント	スタンプ
(例)	8/1	〇〇〇クラブ	A000	150	
1	4/1	〇〇〇クラブ	A000	150	
2	4/1	△△△の会	A001	150	
3	6/2	×××センター	B000	300	
4	6/10	□□□クラブ	K000	200	
5	10/2	□□□クラブ	K000	200	
6	/				
7	/				
8	/				
9	/				
10	/				

上記に記入、スタンプを押したものを
1000～1200ポイントたまったら投函してください。
【最終投函日:令和9年3月5日※当日消印有効】
※アプリへポイント移行をご希望の際は、
いぐすペイコールセンター(050-5526-2669)へご連絡ください。

＜QRコード＞
アクティブシニア・ボランティアポイント

月 日からご利用いただけます。

本QRコードは、1ポイント＝1円でご利用いただけます。
(分けても使えます)
アクティブシニア・ボランティアポイント参加店舗で
上記のQRコードをご提示ください。

いぐすペイコールセンター 050-5526-2669

※介護保険被保険者証番号の確認方法は次のページへ

※イメージ

4 制度への参加方法について

介護保険被保険者証番号の「仮登録」について

※令和8年4月から導入されました

- アプリ「いぐすペイ」を登録する際、その場で介護保険被保険者証番号がわからない方は仮の番号「**5555555555**」（5を10個）を入力してください。
※10桁の番号以外はエラーとなります
- 登録日から1週間以内に正式な介護保険被保険者証番号を入力しなおしてください。1週間以内に本登録がなされない場合は、アプリの利用を一部制限します。
- 1週間以内に本登録ができずにアプリの利用が一部制限された後に、介護保険被保険者証番号を入力できてアプリの利用停止を解除したい場合は、いぐすペイコールセンターまでご連絡ください。

番号がわからないけど
今登録したい！！

仮登録

5555555555

※介護保険被保険者証番号の調べ方は次ページ

4 制度への参加方法について

- ① **介護保険被保険者証**で確認
(65歳になる月の前月中旬までに送付されます)

介護保険被保険者証

番号

こちらに記載されている「番号」が
介護保険被保険者証番号です。

氏名

生年月日

性別

交付年月日

保険者番号
並びに保険
者の名称及
び印

仙台市青葉区
国分町三丁目7番1号
仙 台 市

無効

- ② **介護保険料決定通知書**で確認
(4月は年金差引きの方のみ《仮徴収》、
6月は65歳以上の方全員に送付されます)

年度 介護保険料 決定通知書 (仮徴収)

あなたの介護保険料を本書のとおり
決定しましたのでお知らせします。

通知書番号

年度の介護保険料として4月、6月

年金受給月	4月	6月	8月	翌2月
保険料額	円	円	円	円

こちらに記載されている「通知書番号」が
介護保険被保険者証番号です。

※前年度の所得段階とは、前々年の収入をもとに設定したものです。
※転出等により本市に保険料を納めていただく必要がなくなった場合でも、特別徴収を停止する事務手続きに時間を要する
ため、年金から保険料が差し引かれることがあります。納めすぎとなった保険料につきましては、納めていた日
の翌月以降に還付のお知らせを送付いたしますので、ご確認ください。

●差し引かれるのは、こちらの年金からです。

特別徴収義務者
(年金保険者)

年金の種類

●8月以降の保険料額と年額保険料について
8月以降に年金から差し引かれる保険料額と今年度の年額保険料は、6月に送付する通知書でご確認ください。
●今年度の年額保険料は、6月に決定される市町民税の課税状況等をもとに確定します。
〔参考〕8月以降の保険料額の計算の仕組み
○8月の額：確定した年額保険料から4月・6月の保険料額を差し引き4で割った額(100円未満の端数切り捨て)
○10月以降の額：確定した年額保険料から4月・6月・8月の保険料額を差し引き3で割った額
(100円未満の端数がある場合、10月の額に含みます)
●納入通知書や口座振替により納めていただいている方の今年度の介護保険料は、6月にお知らせする予定です。
●本書は、3月中旬時点の状況をもとに作成しています。
●お問い合わせ先

電話番号

郵便番号

無効

4 制度への参加方法について

【団体】活動団体の方（ポイント付与団体の登録）

団体で活動した方にポイントを付与するためには、事前の申請が必要です。

申請はこちらから



※電子申請フォームによる申請が難しい方は、申込用紙での申請も受け付けております。

各地域包括支援センターや各区・宮城総合支所の障害高齢課、秋保総合支所の保健福祉課で配布します。

参加団体申請の流れ

1.参加申請

参加団体の代表者さまが電子申請フォーム等で参加申請

2.審査(市・事務局)

事務局で申請内容を審査の上、代表者のご自宅にポイント付与セットを送付

3.付与セット受領

ポイント付与セットを受領
【内容】
利用者マニュアル、ポイント付与用QRコード、スタンプカードはがき、専用スタンプ

4.活動実施・付与

地域活動等の実施
参加者に対し、QRコード等によりポイント付与

※町内会や老人クラブなど複数の団体の代表を兼ねられている場合は、それぞれ参加申請が必要になります！

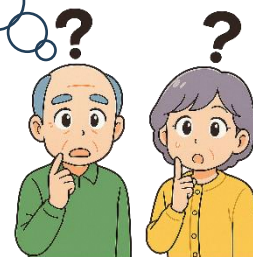
4 制度への参加方法について

申請する団体の単位について

原則として、登録は1団体につき1つです。

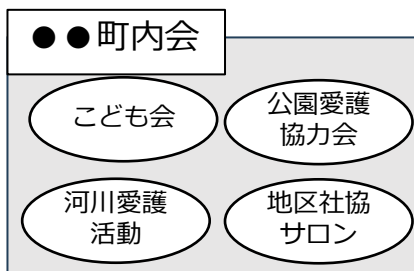
なお、例②のように規模が大きく下部組織としていくつもの活動グループがあるなどの場合は、その活動グループごとに申請をいただいても構いません。その場合は、申請団体の名称を「●●団体(△△部)」などと記載し、下部組織であることがわかるようにご申請ください。

町内会でサロンや河川愛護活動も実施している場合は、どの単位で申請する？



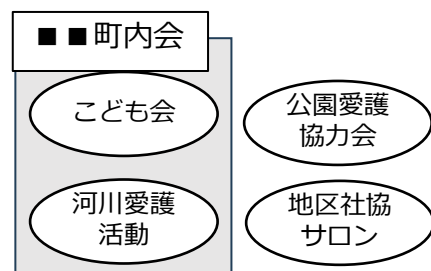
【登録申請のイメージ】

例① (原則)



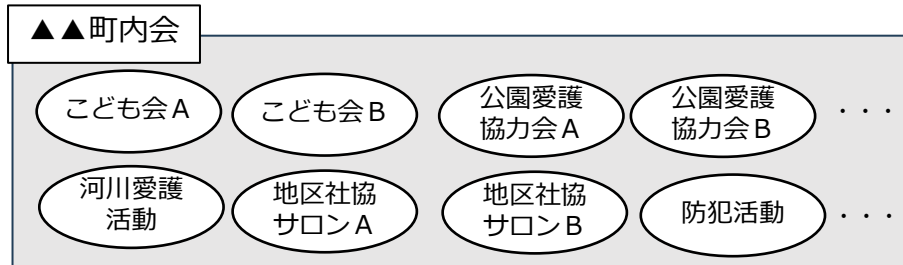
町内会として様々な活動を行っている場合でも、原則として「●●町内会」として登録申請してください。

例③ (町内会から独立した活動団体がある場合)



「■ ■町内会」「公園愛護協力会」「地区社協サロン」のそれぞれから申請が必要となります。

例② (町内会の活動規模が大きい場合など)



「▲ ▲町内会(こども会 A)」、「▲ ▲町内会(こども会 B)」「▲ ▲町内会(公園愛護協力会 A)」・・・などとして、個別に登録申請を行っていただいても構いません。

ただし、上部組織(町内会)が主体となつて行う活動については、別途「▲ ▲町内会」としてのお申込みをお願いいたします。

※可能な限り、原則(例①)に沿った申請にご協力ください。

※上部組織(町内会)との関係が把握できるよう、記載例にならって申請団体名を記載してください。

お問合せ先

コールセンター

【名称】

いぐすペイコールセンター

(仙台市アクティブシニア・ボランティアポイント制度)

【受付期間】

2026年4月1日～2027年3月31日

【受付時間】

平日および土日祝 午前9時～午後5時(年末年始を除く)

※令和8年4月1日より、土日祝日も対応となりました。

【TEL】

050-5526-2669 [通話料がかかります]



特設ホームページ

